

## 会社更生手続に関する Q & A

2024.11.18 作成

2024.11.22 更新

### <概要>

Q：今回の件に至った主な原因は何ですか？

A：平成 18 年の最高裁判所の判決（※）を契機としたいわゆる過払金返還請求の急激な増加と、令和 2 年 2 月頃から新型コロナウイルス感染症流行の影響による大幅な経済活動の停滞により、弊社の資金収支及び収益が大きく圧迫されたためです。

（※）平成 18 年 1 月 13 日、最高裁判所は、当時の貸金業の規制等に関する法律 43 条（みなし弁済規定）の解釈について、利息制限法に定める制限利息を超過する利息の支払が事実上強制される場合には「任意に支払った」とはいえず、有効な利息の支払とみなすことはできない旨の判断を示しました。

Q：営業や取引は続けられるのですか？

A：カード会員様におかれましても、加盟店様におかれましても、従来どおり弊社との取引を継続していただくことができます。カードショッピングもキャッシングも、従来どおり店頭で利用していただくことができますので、ご安心ください。

Q：カード会員が加盟店において NC カードを利用してショッピングをした場合の代金については、エヌシーガイドショップから加盟店に対する立替払いが継続されるのですか？

A：従来どおり、期日に支払われますので、ご安心ください。

Q：その他、エヌシーガイドショップとの一般商取引に基づき取得した債権は弁済されますか？

A：従来どおり、期日に支払われますので、ご安心ください。

### <会社更生手続関係>

Q：会社更生手続とはどのような手続きですか？

A：会社更生手続は、窮境にある株式会社について、更生計画の策定及びその遂行に関する手続を定めること等により、債権者、株主その他の利害関係人の利害を適切に調整し、当該株式会社の事業の維持更生を図る手続です。

会社を清算する「破産」手続などとは異なり経営を再建するための手続ですので、弊社は従前どおり営業を続けてまいります。

Q：エヌシーガイドショップの経営権はどうなりますか？

A：弊社は DIP 型更生手続を選択し、現経営陣の中から代表取締役田中信一郎が事業家管財人として選任されましたので、引き続き同人による事業経営が行われます。

「DIP」とは Debtor In Possession の略で、「DIP 型更生手続」とは、現経営陣の中から選任された事業家管財人が事業経営を継続しつつ、その管財人の下で進められる更生手続のことをいいます。弊社では、長年に亘り多数のカード会員様、加盟店様等のお取引先様との取引があり、その取引を継続しながら法的手続を円滑に進めていくためには DIP 型更生手続が最適と考えられたことから DIP 型更生手続を選択し、裁判所から開始決定を受けるに至っております。

Q：事業経営は適切に行われますか？

A：裁判所の監督下で進められるほか、更生手続実務の経験を豊富に持つ弁護士が調査委員として選任されています。調査委員によって、事業家管財人による財産評定、債権調査、更生計画案の当否等の調査、監督が行われることによって、更生会社と多数の利害関係人の利益が適切に調整されることが担保されることになります。

Q：更生の見込みはあるのですか？

A：後述するスポンサー候補から事業譲渡の方法による支援を表明いただいております。かかる支援を受けることにより財務体質が大幅に改善されるため、十分に事業再建の見込みがあると考えております。

Q：今後の更生手続の流れを教えてください。

A：債権（過払債権を含みます。）の届出・調査・確定、財産評定、更生計画案の提出・認可という流れで進行します。

これらの手続についての現段階における大まかなスケジュールは以下を予定しています。変更がある場合には随時ホームページ等でお知らせいたします。

|                  |                                        |
|------------------|----------------------------------------|
| 弊社に対する更生債権の届出期限  | 2025 年 1 月 17 日                        |
| 財産評定書の提出期限       | 2025 年 1 月 20 日                        |
| 認否書の提出期限         | 2025 年 5 月 9 日                         |
| 更生債権等の一般調査期間     | 2025 年 5 月 16 日から<br>2025 年 5 月 23 日まで |
| 管財人による更生企画案の提出期限 | 2025 年 6 月 6 日                         |
| 更生計画案の認可         | 2025 年 8 月頃                            |

<スポンサー関係>

Q：スポンサーの候補者は決まっていますか？

A：更生会社の事業継続のために更生会社に対して資金支援を伴う援助をしていただく方をスポンサーといいます。このスポンサーにつきまして、弊社と同じく協同組合エヌシー日商連（日商連グループ）に所属する NC カード株式会社（北海道帯広市）より、事業譲渡の方法による支援の意向表明をいただいている状況であり、裁判所の許可を得た上で正式に決定されます。

現段階では、スポンサーへの事業譲渡については以下のスケジュールを予定しております。変更がある場合には随時ホームページ等でお知らせいたします。

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 債権者説明会            | 2025 年 1 月下旬 |
| 事業譲渡にかかる意見聴取の回答期限 | 2025 年 2 月上旬 |
| 裁判所による許可、事業譲渡の実行  | 2025 年 2 月上旬 |

#### <債権届出関係>

Q：債権届出とは何ですか？

A：債権届出とは、弊社に対して債権を有する債権者が、裁判所に対して自己の有する債権額を届け出ることをいいます。

Q：更生債権とは何ですか？

A：更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権のことをいいます。更生債権には、更生手続開始前に発生した過払金返還請求権も含まれます。

Q：過払金返還請求権などの更生債権を保有している場合、期限までに債権届出をしないとどうなるのですか？

A：弁済を受けることができる権利などの債権者としての権利を失うことになります。したがって、更生債権者が債権者としての権利を失わないためには、期限までに更生債権として債権届出を行う必要があります。

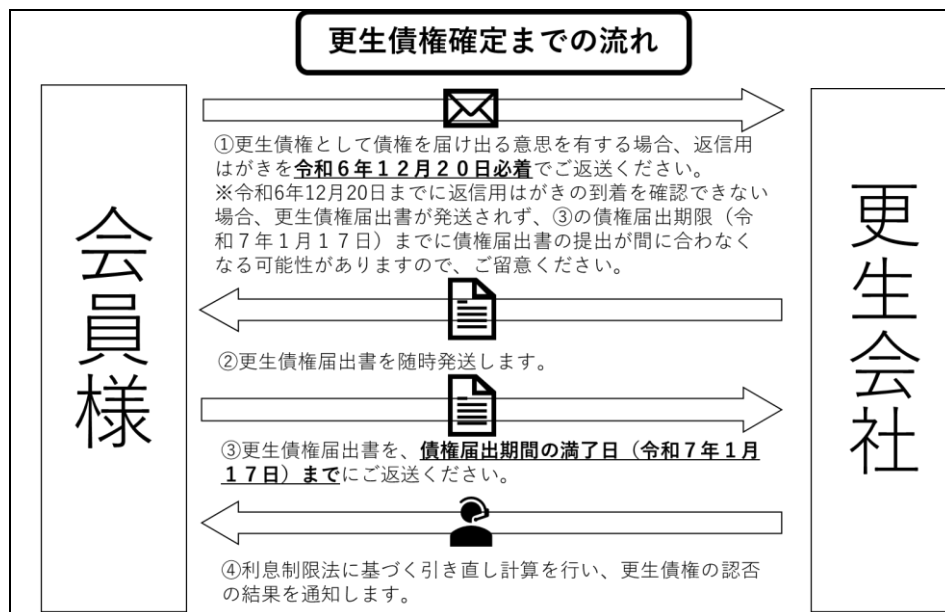
Q：返信用はがき付の圧着はがきが届いたのですが、どのように対応すればよいのでしょうか？

A：貸金業法等の法改正によって、いわゆるグレーゾーン金利が廃止される以前から弊社とキャッシング取引があり、弊社に対して過払金債権を有する可能性があるカード会員様を対象に、債権届出の案内を行うために、まず返信用はがき付の圧着はがきを郵送しております。

更生債権として届出をする意思を有する会員様におかれましては、返信用はがきにご署名いただき、令和6年12月20日必着でご返送ください。この期限までに返信用はがきの到

着を確認できない場合には、弊社から更生債権届出書用紙が発送されず、債権届出期限（令和7年1月17日）までに債権届出書の提出が間に合わなくなり、以後更生手続で権利行使をすることができなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

返信用はがきをご返送いただいた会員様には、弊社より更生債権届出書用紙を随時発送いたしますので、期限までに更生債権届出書をご返送ください。返信用はがきのみご返送をいただいても債権届出をしたことにはなりませんので、ご注意ください。



Q：私の過払金の額はいくらになるのですか？取引履歴を開示してもらえますか？

A：弊社のシステム上、直ちに過払金の計算ができないため、債権額や取引履歴等に関するお問い合わせをいただいたとしても、誠に恐縮ですが対応することができません。

債権届出書を返送していただいた会員様には、弊社において利息制限法に基づく引き直し計算を行い、更生債権の認否の結果を通知いたしますので、当該手続をお待ちいただきますようお願い申し上げます。

Q：エヌシーガイドショップから送付された更生債権届出用紙に記載の債権額が私の過払金債権の額ではないのですか？

A：異なる可能性があります。

この点、債権届出期間の満了日は法令によって期限が定められているところ、弊社のシステム上、その期限までに、弊社に対して過払金債権を有する可能性がある全てのカード会員様の過払金債権額を計算することは、事実上困難な状態にあります。

そこで、当該カード会員様が債権届出の機会を喪失しないように、ひとまず概算額を記載した債権届出用紙をお送りさせて頂くものです。

したがって、弊社から送付します債権届出用紙に記載の債権額は、あくまで概算額であって、実際の債権額とは異なる可能性がありますことをご留意ください。

債権届出書を返送していただいた会員様については、弊社において利息制限法に基づく引き直し計算を行い、更生債権の認否の結果として、正確な債権額を通知いたしますので、当該手続をお待ちいただきますようお願い申し上げます。

よって、更生債権届出書をご提出いただいても、利息制限法に基づく引き直し計算を行った結果、過払金債権が認められない又は大幅に減額されることもあります。

また、過払金債権の存在が認められた場合であったとしても、現時点では過払金債権等の一般更生債権に対する高い弁済率は見込めない状況にありますことを予めご承知おき下さい。

Q：過払の関係で取引履歴の開示請求や交渉を行っている最中だったのですが、どうしたらよいですか？

A：該当する会員様におかれましては、債権届出期間の満了日（令和7年1月17日）までに債権届出をしていただく必要があります。届出期間を過ぎてしまうと弁済を受けることができる権利など、債権者としての権利を失うことになりますので、ご注意ください。

Q：過払に関して和解が成立していたのですが、支払期日に入金はされますか？

A：更生手続申立ての前に和解が成立していた場合でも、裁判所の保全処分や更生手続開始決定によって支払が禁止されるため、支払期日にお支払いすることはできません。該当する会員様におかれましては、債権届出期間の満了日（令和7年1月17日）までに債権届出をしていただく必要があります。届出期間を過ぎてしまうと弁済を受けることができる権利などの債権者としての権利を失うことになりますので、ご注意ください。

そして、更生債権届出書をご返送いただいた会員様については、債権認否の手続を経て、正確な債権残高を確定し、その債権残高について、更生計画で定められる弁済条件にしたがった弁済を受けて頂くことになります。

Q：更生計画において弁済条件が定められるとのことですが、債権認否の手続で認められた債権額は、その全額の弁済を受けられる見通しでしょうか。

A：全額の弁済を行なうことはできません。弊社が会社更生手続を申し立てたのは、債権の全額を弁済することができない状態にあるがゆえに申し立てたものです。

また、現時点では過払金債権等の一般更生債権に対する高い弁済率は見込めない状況にありますことを予めご承知おき下さい。

<取引関係>

Q：現在使用しているカードは、使えなくなるのでしょうか？

A：カードショッピングもキャッシング（ATM での融資及びご返済を含みます。）も、従来どおりにご利用いただくことができますので、ご安心ください。

Q：今後は支払や返済をしなくてもよいのですか？

A：カードショッピングもキャッシングも、ご利用いただいた支払の義務がなくなることはありません。従来どおり、支払期日までにお支払いをいただきますように、お願い申し上げます。

Q：ポイントについてはどうなるのですか？

A：従来どおりにご利用いただくことができますので、ご安心ください。

<株式関係について>

Q：保有している株式はどうなるのでしょうか？

A：株式の取扱いが更生計画案に定めることとなりますので、現時点では取り扱いは確定しておりません。確定しましたら然るべき方法にてご案内いたします。

以上